

資料

<企画課国立施設管理室>

1 国立更生援護施設の概要

施設名		所在地	事業内容等
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院) TEL 042-995-3100 FAX 042-995-3102		埼玉県 所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名 イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 40名
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383	北海道 函館市	ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター20名
	国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941	栃木県 那須郡 塩原町	
	国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122	兵庫県 神戸市	
	国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365	福岡県 福岡市	
国立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571	静岡県 伊東市	重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名
	国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	大分県 別府市	
国立 児 立 施 知 設 的 障 害	国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施 定員 125名

(参考) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	http://www.rehab.go.jp/
国立函館視力障害センター	http://www.hakodate-nhb.go.jp/
国立塩原視力障害センター	http://www.shiobara-nhb.go.jp/
国立神戸視力障害センター	http://www.kobe-nhb.go.jp/
国立福岡視力障害センター	http://www.fukuoka-nhb.go.jp/
国立伊東重度障害者センター	http://www.ito-nrh.go.jp/
国立別府重度障害者センター	http://www.beppu-nrh.go.jp/
国立秩父学園	http://www.chichibu-gakuen.go.jp/

2 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修の概要(案)

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器等適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に技術的知識を身に付けることとする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等に就いて、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 7月7日(月)～7月11日(金) 【第2回】 1月19日(月)～1月23日(金) 9月8日(月)～9月12日(金)	5日 5日 5日	76名 76名 30名
音声言語機能等判定医師研修会	脳卒中等で、聴覚障害者による音声・言語障害(失音・失語)の診断技術的知識を身に付けることとする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等に就いて、音声・言語(そ)機能障害の診断に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 12月1日(月)～12月5日(金) 【第2回】 3月15日(月)～3月19日(金) (予定)	5日 5日	100名 100名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者更生相談所、義肢装具等適合判定技術的知識を身に付けることとする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等に就いて、義肢装具等の適合判定に従事する医師。	12月8日(月)～12月12日(金)	5日	20名
視覚障害者用補装具判定医師研修会	視覚障害者に視覚生活の質を向上させることとする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等に就いて、視覚補助具の適合判定に従事する医師。	11月13日(木)～11月14日(金) (予定)	2日	60名
15条指定医師研修会	自治体指定医師の業務的知識を向上させることとする。	都道府県・指定都市が指定する指定医師。	10月9日(木)～10月10日(金)	2日	50名
更生相談所長等研修会	更生相談所長等が更生相談業務を円滑に実施するために必要な知識を身に付けることとする。	更生相談所長及び更生相談所長が推薦する職員。			

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
義肢装具士研修会	義肢装具の製作、適合評価等専門職員の知識及び技術を習得させることと、保持習得を促すこととする。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、義肢装具に携わる者で所属長の推薦する者。	8月4日(月)～8月7日(木)	4日	20名
作業療法士研修会	身体障害者(児)の生活機能向上を図ることを目的とし、作業療法士としての専門的知識及び技術を習得させることとする。	身体障害者(児)更生施設、作業療法士養成施設等に在籍し、所属長の推薦する者。	10月1日(水)～10月3日(金)	3日	20名
リハビリテーション心理職研修(基礎)	身体障害者(児)の生活機能向上を図ることを目的とし、心理職としての専門的知識及び技術を習得させることとする。	中道府県・指定都市又は更生施設、作業療法士養成施設等に在籍し、所属長の推薦する者。	5月12日(月)～5月16日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修(応用)	身体障害者(児)の生活機能向上を図ることを目的とし、心理職としての専門的知識及び技術を習得させることとする。	中道府県・指定都市又は更生施設、作業療法士養成施設等に在籍し、所属長の推薦する者。	9月1日(月)～9月5日(金)	5日	20名
言語聴覚士研修会	聴覚障害者の生活機能向上を図ることを目的とし、言語聴覚士としての専門的知識及び技術を習得させることとする。	身体障害者(児)更生施設、言語聴覚士養成施設等に在籍し、所属長の推薦する者。	11月26日(水)～11月28日(金)	3日	30名
視覚障害者生活支援研修会	視覚障害者の生活機能向上を図ることを目的とし、視覚障害者支援士としての専門的知識及び技術を習得させることとする。	中道府県・指定都市又は更生施設、視覚障害者支援士養成施設等に在籍し、所属長の推薦する者。	6月9日(月)～6月13日(金)	5日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
介助犬トレーニング会 育成研修会 (講義・実習)	介助犬の訓練に従事している者等を対象として、訓練に必要知識及び技術の向上を図ること、その資質の育成を図ること、専門的、質的、な目的とする。	介助犬の訓練に従事している者又は介助犬の訓練に携わっている者に、後述の通り、推薦する者。	10月下旬(予定)	2~3週間程度	10名

3 高次脳機能障害支援モデル事業関係職員研修会の概要（案）

（目 的）

高次脳機能障害支援モデル事業の一環として、高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・政令指定都市における行政担当者、関係機関の担当者（病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等）が必要な知識と技術を習得することを目的とする。

（開催時期） 第1回 平成15年7月 3日（木）～ 4日（金）（予定）
第2回 平成16年2月23日（月）～27日（金）（予定）

（開催場所） 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院

（受講定員） 1回あたり100名 合計200名

（受講対象者）

都道府県・政令指定都市における行政担当者、並びに関係機関（身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院、及び福祉施設等）において、診断・評価・訓練・支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市民生主管部局長からの推薦のある者

（カリキュラム（案））

- （ア）高次脳機能障害の医学的事項（診断、評価）
- （イ）医学的リハビリテーション
 - ①身体機能訓練
 - ②記憶、注意、遂行機能障害等に対して
 - ③社会的行動障害について
- （ウ）生活訓練、職能・職業訓練
- （エ）社会復帰・介護支援プログラムについて
- （オ）福祉サービス等の情報提供について

4 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修の概要 (案)

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
新任職員コース (基礎コース)	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的な知識・技術等を習得させ資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設職員 但し、経験年数2年未満の方を対象とした講義内容である。	9月8日(月) ～9月12日(金)	5日	40名
指導員・保育士コース (短期コース)	知的障害関係施設で働いている者に、講義を中心とした知識技術を学ばせ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の職員 但し、基礎知識があり、施設で中間管理者としての立場にある方を対象としている。看護師等も含む。	6月2日(月) ～6月13日(金)	10日	40名
指導員・保育士コース (長期コース)	知的障害関係施設で働いている者が、講義・実習・見学を通して基礎的な理論を学び、実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。	知的障害関係施設の職員 現場で必要な基本的な知識・技術を講義・見学・実習を通して学ぶ。看護師等も含む。	10月2日(木) ～10月30日(木)	1ヶ月	40名
看護師コース	施設の担うべき役割、施設における医療(看護)の役割、知的障害児(者)への看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにこれからの地域福祉の中での医療施設の目指す方向等について研鑽を積むことを目的とする。	知的障害関係施設利用者の健康管理にあたる看護師(准看護師を含む)	7月8日(火) ～7月11日(金)	4日	20名
施設長コース	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報提供、現実課題を持ち寄っての討議の場とするとともに施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長または施設長候補者	11月11日(火) ～11月14日(金)	4日	20名
テーマ別研修					
①行動障害コース	行動障害のある知的障害児(者)の療育を行う上で必要な専門的理論を学び、実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。	知的障害施設・重度心身障害児施設・国立療養所の職員及び看護師	12月3日(水) ～12月5日(金)	3日	30名
②就労支援コース	就労支援について、新しい理論を学び、実践の場で役に立つ知識技術を習得させることを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している者	2月を予定	3日	30名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
知的障害者更生相談所実務者研修	各都道府県、指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員（知的障害者福祉司等）に対して業務を遂行していくに必要となる専門的知識および技術の習得を目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員の都道府県及び指定都市民生主事（局）の推薦する者	9月1日（月）～9月3日（水）	3日	未定
自閉症・発達障害支援センター職員研修 専門コース	各都道府県、指定都市が設置する自閉症・発達障害支援センターの職員に対して業務を遂行していくに必要となる知識および技術を習得させることと、同センターの職員が専門的知識を習得させることとを目的とする。	自閉症・発達障害支援センターにおいて、自閉症等の特別な発達障害を有する障害児（者）に対し、専門的な相談支援、療育サービスに従事する職員で各センターの管理責任者の推薦する者	6月24日（火）～27日（金）	4日	未定
基礎コース	同上、基礎コースと専門コースの2コースを設ける。		11月25日（火）～28日（金）	4日	未定

5 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修の概要(案)

No.1

研修会名	目的	受講資格等	研修期間	日数	定員	資格認定等
身体障害者福祉センター職員研修会	身体障害者福祉センターの管理職及び施設管理者の職務に必要となる知識、技能の充実に努めること。	新任職員(異動による新任を含む)。 OT・P.T.スポーツ・レクリエーション指導員等で機能回復訓練に携わる者。	6月18日(水) 6月20日(金)	3日	50名	
		施設長、幹部職員を対象とし、演題発表、ディスカッションによる研究討議。(開催地:長崎市)	10月8日(水) 10月10日(金)	3日	50名	
		施設長、特別講演のほか、身体障害者福祉センター全国連絡協議会総会を同時開催する。	11月27日(木) 11月28日(金)	2日	50名	
		施設長、幹部職員を対象とし、基調講演、セミナー、身体障害者福祉センターを同時開催する。	2月26日(木) 2月27日(金)	2日	50名	
障害者のための支援者養成研修会	障害者に対する適切な対応、生活支援の充実を図ること。	身体障害者更生施設等における指導員・各種セラピスト等の中から、研究開発等に関心のある者。	5月20日(火) 5月23日(金) 8月26日(火) 8月29日(金) 12月9日(火) 12月12日(金)	4日 4日 4日 4日	50名 50名 50名	修了者は日本レクリエーション協会公認「ボランティア」資格取得のため一部の履修が免除される。
障害者の地域保健サービス研修会	身体障害者に対する適切な対応、生活支援の充実を図ること。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、身体障害者福祉センター等各地域施設(各種通所事業、デイケア事業を含む)に所属し、在宅福祉に携わる者。	7月1日(火) 7月4日(金) 3月9日(火) 3月12日(金)	4日 4日 4日	100名 100名	

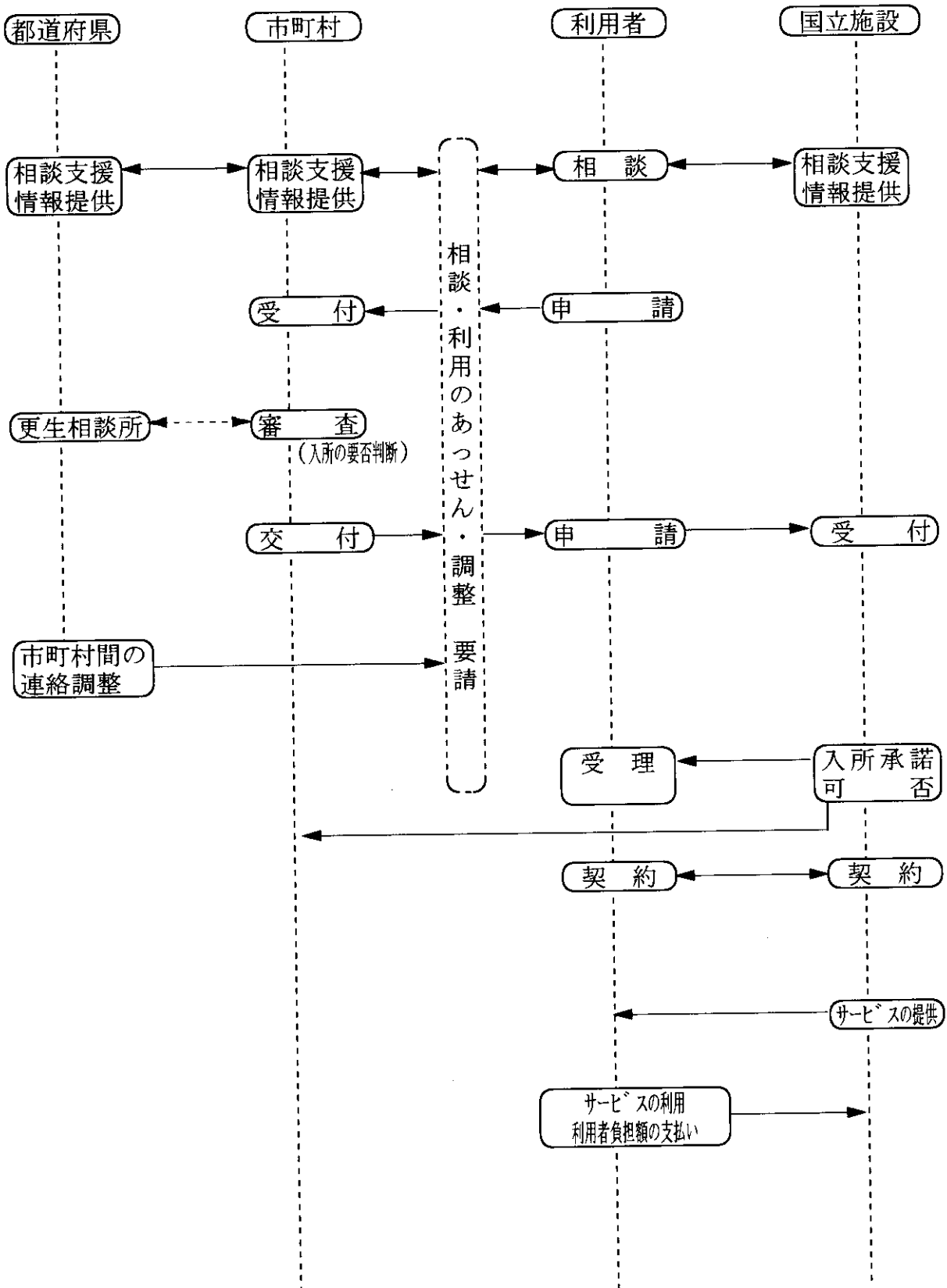
※問い合わせ先: 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ) 電話 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

研修会名	目的	受講資格等	研修期間	日数	定員	資格認定等
知的障害児・者の地域保健サービスセンター研修会	知的障害児・者の障害特性を理解し、地域生活を送るための支援サービス向上のための保健福祉サービス研修プログラムの開発・提供等の推進に努める。	都道府県、市町村、福祉事務所、保健所、知的障害児福祉協議会、知的障害児等福祉協議会、知的障害児福祉協議会等に所属する者。	6月3日(火) 6月6日(金) 9月23日(火) 9月26日(金) 1月27日(火) 1月30日(金)	4日 4日 4日 4日	100名 100名 100名	
障害者地域生活支援技術研修会	支援費制度の導入により、利用者から障害者(児)が地域で生活を送れるよう、相談、援助、連絡調整等の相談支援体制の充実が期待される。そのため、障害者(児)の多様なニーズに対応するため、講義、演習、実践の発表や情報交換を促進し、地域において相談支援を担う職員の資質向上を図る。	障害者及び知的障害者の相談、援助連絡調整等業務に従事している者	(身体障害者コース) 10月20日(月) 10月24日(金) (知的障害者コース) 11月17日(月) 11月21日(金)	5日 5日	50名 50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者(児)の身体運動の適性に応じた運動競技種目及びリハビリテーション指導に際しての指導の充実を図る。	日本社会事業学校連盟加盟校の学生で障害者(児)の活動に興味がある者。	7月22日(火) 7月25日(金) 8月5日(火) 8月8日(金) 2月10日(火) 2月13日(金) 3月23日(火) 3月26日(金)	4日 4日 4日 4日	100名 100名 100名 100名	(注) 者は、日本障害者協会「初級指導員」の資格取得を申請すること。

(その他) 平成13年度、平成14年度に実施した、「障害者パソコン指導者養成研修会」、「障害者・見施設利用者とのコミュニケーション技術等研修会」は、障害者の多様なニーズに即応するため、更なる内容の充実を図ることとしており、開催内容等は別途通知予定。

6 国立施設への入所手続きに係る諸様式等

【国立施設への入所手続きの流れ】



国立施設入所に関する意見書交付申請書

(宛先) ○○市(町村)長 殿

次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日							
	氏名				昭和 平成	年	月	日			
	住所	〒		性別	男 ・ 女						
				電話 ()		—					
				FAX ()		—					
申請者に係る				住						続柄	
扶養義務者氏名				所							
身体障害者手帳番号				療育手帳番号							
サービスの 利用状況	居宅生活支援	居宅生活支援の種類			利用者負担額						
		支給量			本人			扶養義務者			
		利用中のサービスの種類と内容等									
	施設訓練等支援	施設訓練等支援の種類			利用者負担額						
		支給量			本人			扶養義務者			
		障害程度区分									
	利用中の施設等										
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援・要介護		1	2	3	4	5
		利用中のサービスの種類と内容等									
	希望する 種類・内容	施設名称									
所在地										電話番号 ()	
利用を希望するサービスの種類と内容等											

国立施設入所に関する意見書

発 番 号
平成 年 月 日

申 請 者 殿

○ ○ 市（町村）長 印

身体障害者福祉法第17条の32第2項に基づき、貴殿から申請された内容について審査したところ、入所することが適当と認められます。

フリガナ				生年月日	昭和 平成 年 月 日		
氏 名				性 別	男 ・ 女		
住 所	〒			電 話 ()	—		
				FAX ()	—		
扶養義務者氏名				住 所	電 話 FAX	続 柄	
身 体 障 害 者 手 帳	番 号						
	等 級						
	記 載 内 容						
療 育 手 帳	番 号						
	等 級						
	記 載 内 容						
年金等の状況	障害基礎 ・ 障害厚生 ・ 労災年金 () 級 その他 () ・ 生活保護						
雇 用 保 険	有 ・ 無 (受給中 ・ 申請中 ・ 申請予定)						
補装具の有無	有 ・ 無	種 類					
			年 月 日 交付				
			年 月 日 交付				
			年 月 日 交付				
サ ー ビ ス の 利 用 状 況	居 宅 生 活 支 援	居宅生活支援の種類					利用 者 負 担 額
		支 給 量			本 人	扶 養 義 務 者	
		利用中のサービスの種類と内容等					
	施 設 訓 練 等 支 援	施設訓練等支援の種類					利用 者 負 担 額
		支 給 量			本 人	扶 養 義 務 者	
		障害程度区分					
	利用中の施設等						
	介 護 保 険	要介護認定	有 ・ 無	要介護度	要 支 援 ・ 要 介 護	1	2
		3 4 5 利用中のサービスの種類と内容等					

（裏面あり）

受傷前後の生活状況

住居の状況	自家	同居家族	無	有 (続:)
	寮	身障用住宅に改造	済	未 (改造予定 有・無)
希望する種類・内容	借家	施設名称	専門課程 (3年) ・ 高等課程 (5年)	
	アパート	療養教育課程	その他	
		一般リハビリテーション課程		
		生活訓練課程		
		保養所		
更生計画及び市町村の意見				
担当部局名		部 (局)	課	
		担当者氏名		
		連絡先		

(注) 1. 「希望する種類・内容」欄には、施設名称を記載の上、各国立施設における実施課程の区分に従い、希望箇所に○印を付すること。

(1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所実施課程

- ・ 療養教育課程専門課程 (3年)
- ・ 療養教育課程高等課程 (5年)
- ・ 療養教育課程その他 (例、転学等)
- ・ 一般リハビリテーション課程
- ・ 生活訓練課程

(2) 国立光明寮実施課程

- ・ 療養教育課程専門課程 (3年)
- ・ 療養教育課程高等課程 (5年)
- ・ 療養教育課程その他 (例、転学等)
- ・ 生活訓練課程

(3) 国立保養所

2. 市町村長は、意見書を交付する際には、国立施設の長が定める書類を添付のうえ、申請者に交付すること。

(裏面)

国立施設入所申請書

平成 年 月 日

国立施設の長 殿

申 請 者
住 所
氏 名

身体障害者福祉法第17条の32第1項に基づき、貴施設へ入所申請をいたします。

フリガナ				生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏 名				性 別	男 ・ 女			
住 所	〒			電話 ()	-			
				FAX ()	-			
扶養義務者氏名				住 所	電話	続 柄		
					FAX			
希 望 す る 種 類 ・ 内 容	理療教育課程	専門課程 (3年) ・ 高等課程 (5年)						
	一般リハビリテーション課程	その他						
	生活訓練課程							
	保 養 所							

(注) 1. 「希望する支援の種類・内容」欄には、次に掲げる各国立施設における実施課程の区分に従い、希望箇所に○印を付すること。
 なお、(1)の一般リハビリテーション課程を希望する場合は訓練科目を記載すること。

(1)国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所実施課程

- ・理療教育課程専門課程 (3年)
- ・理療教育課程高等課程 (5年)
- ・理療教育課程その他 (例. 転学等)
- ・一般リハビリテーション課程
- ・生活訓練課程

(2)国立光明寮実施課程

- ・理療教育課程専門課程 (3年)
- ・理療教育課程高等課程 (5年)
- ・理療教育課程その他 (例. 転学等)
- ・生活訓練課程

(3)国立保養所

2. 国立施設の長に申請する際には、市町村の意見書及び国立施設の長が定める書類を添付のうえ、申請すること。